

# ○ 国立大学法人山梨大学大村智記念基金規程

制定 平成28年 1月27日  
改正 令和 5年 5月29日  
令和 6年 3月25日

## (設置)

第1条 国立大学法人山梨大学に、大村智博士（山梨大学特別荣誉博士、昭和33年山梨大学学芸学部自然科学科卒）の2015年ノーベル医学・生理学賞受賞を記念し、『山梨大学大村智記念基金』（以下「基金」という。）を置く。

## (目的)

第2条 基金は、大村智博士の功績を末永く顕彰するとともに、博士に続く次世代の若手研究者等の育成を推進することを目的とする。

## (事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 山梨大学の学生に対する奨学支援事業
- (2) ノーベル賞受賞記念銅像及びモニュメントの建設
- (3) 記念ホールの建設
- (4) その他本学の教育研究の質の向上に資する事業

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

## (運営)

第4条 基金が行う事業は、基金あての寄附金をもって運営する。

## (管理運営委員会)

第5条 基金の管理運営に関する次の事項を審議するため、大村智記念基金管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という。）を置く。

- (1) 基金の予算及び決算に関すること。
- (2) 基金の事業計画及び事業の実施に関すること。
- (3) 寄附金の受入れに対する審査及び決定に関すること。
- (4) 寄附者への謝意の表明に関すること。
- (5) その他基金の管理運営に関すること。

2 管理運営委員会は、次の者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 理事

- (3) 各学域長
- (4) 全学同窓会長
- (5) 各学部同窓会の代表者
- (6) その他学長が指名する者

3 管理運営委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

4 管理運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開き、決議することができない。

(顧問)

第6条 基金に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、学外有識者のうちから、学長が委嘱する。

3 顧問は、基金の管理運営に関する事項について、学長の諮問に応じて意見を述べ、又は助言を行う。

4 顧問の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(受入れ及び経理事務の取扱い)

第7条 基金の受入れ及び経理事務の取扱いは、国立大学法人山梨大学奨学寄附金取扱規程によるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(事業年度)

第8条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第9条 基金の管理運営に関する事務を処理するため、事務局を置き、その事務は財務部財務課で処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、基金の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年1月27日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

2 この基金設置当初の基金の事業年度は、第8条の規定にかかわらず、平成27年12月1日から平成28年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和5年5月29日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。